

| |
|-------------------------|
| 総務財政委員会 令和4年9月15・16日 |
| 選挙管理委員会事務局 資料1番 |
| 所管 選挙管理委員会事務局 |

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としている。

そこで、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う公職選挙法施行令の改正が行われた。

この改正に合わせ、大田区においても、下記のとおり公職選挙法施行令の改定額に準じて、経費の限度額の引き上げを行う。

2 改正点

(1) 自動車の使用の公費負担（第4条関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|----------------|---------|---------|
| 一般運送契約（ハイヤー方式） | 現行のまま | 64,500円 |
| 一般運送契約以外 | | |
| 自動車借入れ | 16,100円 | 15,800円 |
| 燃料供給 | 7,700円 | 7,560円 |
| 運転手 | 現行のまま | 12,500円 |

(2) ビラの作成の公費負担（第8条関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|-------|-------|-------|
| 1枚当たり | 7.73円 | 7.51円 |

(3) ポスターの作成の公費負担（第11条関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|-------|----------|----------|
| 1枚当たり | 28.35円 | 27.50円 |
| 固定費 | 586,905円 | 573,030円 |

3 施行予定日

公布の日

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年条例第34号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| ○大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | ○大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 |
| 平成5年6月25日 | 平成5年6月25日 |
| 条例第34号 | 条例第34号 |
| 改正 平成6年12月14日第37号 | 改正 平成6年12月14日第37号 |
| 平成7年3月30日第25号 | 平成7年3月30日第25号 |
| 平成10年6月25日第62号 | 平成10年6月25日第62号 |
| 平成13年3月16日第17号 | 平成13年3月16日第17号 |
| 平成13年10月18日第65号 | 平成13年10月18日第65号 |
| 平成19年3月20日第40号 | 平成19年3月20日第40号 |
| 平成28年12月14日第93号 | 平成28年12月14日第93号 |
| 平成30年6月29日第37号 | 平成30年6月29日第37号 |
| 令和4年 月 日第 号 | |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| (自動車の使用の公費負担) | (自動車の使用の公費負担) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| (自動車の使用の契約締結の届出) | (自動車の使用の契約締結の届出) |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) |
| (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) | (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) (略) | (2) (略) |
| ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 1万6,100円 を超 | ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 1万5,800円 を超 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額</p> | <p>える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> |
| <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> | <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> |
| <p>ウ (略)</p> | <p>ウ (略)</p> |
| <p>(契約の指定)</p> | <p>(契約の指定)</p> |
| <p>第5条 (略)</p> | <p>第5条 (略)</p> |
| <p>(ビラの作成の公費負担)</p> | <p>(ビラの作成の公費負担)</p> |
| <p>第6条 (略)</p> | <p>第6条 (略)</p> |
| <p>(ビラの作成の契約締結の届出)</p> | <p>(ビラの作成の契約締結の届出)</p> |
| <p>第7条 (略)</p> | <p>第7条 (略)</p> |
| <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> | <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> |
| <p>第8条 大田区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者</p> | <p>第8条 大田区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> | <p>からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> |
| <p>(ポスターの作成の公費負担)</p> | <p>(ポスターの作成の公費負担)</p> |
| <p>第9条 (略)</p> | <p>第9条 (略)</p> |
| <p>(ポスターの作成の契約締結の届出)</p> | <p>(ポスターの作成の契約締結の届出)</p> |
| <p>第10条 (略)</p> | <p>第10条 (略)</p> |
| <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> | <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> |
| <p>第11条 大田区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払</p> | <p>第11条 大田区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、27円50銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---------------------------------|
| <p>う。 (委任) 第12条 (略)</p> <p><u>付 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の大田区議会議員及び大田区 長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の規定は、この条例の施行 の日 (以下「施行日」という。) 以後その 期日を告示される選挙について適用し、 施行日の前日までにその期日を告示さ れた選挙については、なお従前の例によ る。</u></p> | <p>う。 (委任) 第12条 (略)</p> |